

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法を規定する。

2 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 1) 検査を分けて理化学検査（煮沸繰返し試験，減圧加圧試験，含水率試験，曲げ試験，保存処理試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 2) 理化学検査は，抽出して行う。
- 3) 外面検査は，抽出して行う。ただし，抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には，各個に行ってもよい。
- 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，**箇条3**に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は，**箇条4**に定めるところによる。

3 最終製品における検査

3.1 第1種検査方法

3.1.1 抽出の割合等

3.1.1.1 枠組壁工法構造用製材（MSR 枠組材を除く。以下同じ。）

a) 理化学検査

品目，樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ，かつ，同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし，その抽出の割合及び方法は，**JAS 0600-1**の**附属書 A A.1**による。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に**表1**の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い，それぞれ右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。

表1—外面検査における枠組壁工法構造用製材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料の数
	500 以下	50
501 以上	1 200 以下	80
1 201 以上	3 200 以下	125

3 201 以上	200
----------	-----

3.1.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に表 2 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR 枠組材を抽出する。

表 2—外面検査における MSR 枠組材の抽出数

検査荷口の大きさ		試料の数
3 000 以下		80
3 001 以上	6 000 以下	125
6 001 以上	10 000 以下	200
10 001 以上	20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。		

3.1.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (MSR たて継ぎ材を除く。以下同じ。)

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に表 3 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

表 3—外面検査における枠組壁工法構造用たて継ぎ材の抽出数

検査荷口の大きさ		試料の数
3 000 以下		80
3 001 以上	6 000 以下	125
6 001 以上	10 000 以下	200
10 001 以上	20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。		

3.1.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする 20 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0600-1 の附属書 A A.1 による。

b) 外面検査

a) の検査荷口から無作為に表 4 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料 MSR たて継ぎ材を抽出する。

表 4—外面検査における MSR たて継ぎ材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料の数
3 000 以下		80
3 001 以上	6 000 以下	125
6 001 以上	10 000 以下	200
10 001 以上	20 000 以下 ^{a)}	250
注 ^{a)} 検査荷口の大きさが 20 000 本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 20 000 本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。		

3.1.2 検査に係る格付の基準

3.1.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A.A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.1 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用製材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをもその等級に合格とする。

表 5—枠組壁工法構造用製材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
50	43
80	70
125	111
200	179

3.1.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A.A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.2 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR 枠組材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 6 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをもその等級に合格とする。

表 6—MSR 枠組材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料の数	合格とする数
80	71
125	112
200	181
250	227

3.1.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.3 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 7 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをもその等級に合格とする。

表 7—枠組壁工法構造用たて継ぎ材の外面検査の合格とする数

単位 本	
試料の数	合格とする数
80	71
125	112
200	181
250	227

3.1.2.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

JAS 0600-2 の箇条 5 によって試験を行い、その結果、JAS 0600-1 の附属書 A A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1.4 b) の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料 MSR たて継ぎ材について JAS 0600 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 8 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをもその等級に合格とする。

表 8—MSR たて継ぎ材の外面検査の合格とする数

単位 本	
試料の数	合格とする数
80	71
125	112
200	181
250	227

3.2 第 2 種検査方法への移行

3.1 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のも物が連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.3 に定めるところによる。

3.3 第 2 種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

3.3.1.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、3.1.1.1 a)中“品目、樹種又は樹種群及び製造条件”とあるのは“3.2の規定によって検査が3.3に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用製材で品目、樹種又は樹種群及び製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に80本の試料枠組壁工法構造用製材を抽出する。

3.3.1.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において、3.1.1.2 a)中“製造条件”とあるのは“3.2の規定によって検査が3.3に定めるところによることとなったMSR 枠組材で製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に125本の試料MSR 枠組材を抽出する。

3.3.1.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.3 a)の規定を準用する。この場合において、3.1.1.3 a)中“製造条件”とあるのは“3.2の規定によって検査が3.3に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に125本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

3.3.1.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.1.4 a)の規定を準用する。この場合において、3.1.1.4 a)中“製造条件”とあるのは“3.2の規定によって検査が3.3に定めるところによることとなったMSR たて継ぎ材で製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に125本の試料MSR たて継ぎ材を抽出する。

3.3.2 検査に係る格付の基準

3.3.2.1 枠組壁工法構造用製材

a) 理化学検査

3.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.1 b)の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用製材についてJAS 0600に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が69本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に合格とする。

3.3.2.2 MSR 枠組材

a) 理化学検査

3.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.2 b)の規定によって抽出した各試料MSR 枠組材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR 枠組材をその等級に合格とする。

3.3.2.3 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.3 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.3 b)の規定によって抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に合格とする。

3.3.2.4 MSR たて継ぎ材

a) 理化学検査

3.1.2.4 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1.4 b)の規定によって抽出した各試料MSR たて継ぎ材について **JAS 0600** に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の MSR たて継ぎ材をその等級に合格とする。

3.4 第1種検査方法への移行

3.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものでその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.1 に定めるところによる。

4 製造工程における検査

4.1 抽出の割合等

品目、樹種又は樹種群及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として 1 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 817 号）の 2.2.2 d) に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。

制定等の履歴

制 定：平成 3 年 6 月 26 日農林水産省告示第 873 号
一部改正：平成 5 年 7 月 23 日農林水産省告示第 849 号
一部改正：平成 6 年 4 月 28 日農林水産省告示第 768 号
一部改正：平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 822 号
一部改正：平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号
一部改正：平成 27 年 3 月 9 日農林水産省告示第 514 号
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 688 号
最終改正：令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1069 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1069 号
令和 2 年 9 月 29 日から施行する。